

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年9月4日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月16日から同年10月6日まで縦覧に供する。

令和2年9月11日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中代地区	三木町農林課
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 相生南地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蛇池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中池東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東羽間地区	〃